

4. 今後の協議会重点課題

令和8年度建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(令和8年6月25日) 資料

今後の協議会重点課題(総括)

…主な本年度改訂部分

今後の協議会重点課題(総括)

- 建設業における今後の担い手確保のため、適正な水準の労務費の確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大や、技能者の賃金上昇や退職金制度の適正な運用等を通じて、技能者の処遇改善につながる好循環を生み出す必要がある。
- 一人親方が安心して働ける環境整備のために、適切な契約形態かどうかを判断する働き方自己診断チェックリストや一人親方になった場合のメリット・デメリットを示したリーフレットの活用を促進するとともに、適切でない一人親方の目安についてより精緻な基準を設ける必要がある。
- 改正建設業法を踏まえ、適正な労務費の確保と技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いに向けた取組を進めるとともに、法定福利費等の必要経費の確保をより一層徹底していく必要がある。
- 建退共制度について、掛金納付の状況が透明化され事務作業の負担を軽減できる電子申請方式がCCUSと完全連携されたことや国土交通省直轄工事において電子申請方式が原則化されたことも踏まえ、その更なる利用促進を図るとともに、証紙貼付方式については適正な掛金納付を確保する必要がある。

取組内容

- ① 建設キャリアアップシステムの利用拡大
- ② 建設業の一人親方対策の推進
- ③ 適正な労務費及び法定福利費等の必要経費の確保、適正な賃金支払い(賃上げ)の推進
- ④ 建退共の電子申請方式やCCUSとの連携の利用促進

今後の協議会重点課題①

① 建設キャリアアップシステムの利用拡大

建設キャリアアップシステムを通じて、技能者が技能・経験に応じて適切に処遇され働き続けられる環境を実現し、建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために以下の取組を実施する。

(1) 経験・技能に応じた処遇改善

- ⇒ CCUSレベルに応じた賃金・手当支給等を促進するとともに、技能者を大切にする適正企業の評価向上を通じてこれらの取組を後押しする。
- ⇒ 令和9年度から始まる育成就労制度を見据え、外国人材の育成・処遇改善等に向けたCCUSの活用について検討する。

(2) CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- ⇒ 建退共の電子申請方式による掛金納付との連携により、退職金充当の効率化を図る。
- ⇒ CCUSに登録されている情報の他システム等での利用を関係者の理解を踏まえつつ進め、建設事業者の事務作業の効率化を図る。

(3) 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- ⇒ 更なる登録者の増加とともに、公共・民間問わず現場で技能者がCCUSを確実に利用できるよう、就業履歴の蓄積と能力評価の環境整備を強化する。

今後の協議会重点課題②

② 一人親方対策の推進

過度な重層下請構造の是正、技能者の処遇改善と技能向上を図るため、規制逃れを目的とした一人親方対策、一人親方と建設企業の取引環境の適正化を目指し、以下の取組を実施する。

(1) 規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

- ⇒ 働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含む一人親方の実態把握や、発注者も対象とし、地方部を重点的とした一人親方対策の情報共有を進める。
- ⇒ 一人親方の就労状況について、適切な請負契約となっているかどうかを判断するツールである「**働き方の自己診断チェックリスト**」について、**未だ認知度・活用状況が低いことも踏まえ、より一層の活用促進を図り**、活用率を約5割まで高めることを目指す。
- ⇒ 併せて、**一人親方としての働き方のメリット・デメリットを分かりやすく整理したリーフレット「一人親方に関する基礎知識」の活用促進を図る。**
- ⇒ チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、下請企業・元請企業のみならず関係者一体となって取り組み、雇用契約の締結の徹底、改善が見られない場合の当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いを進める。

(2) 建設業の一人親方問題に関する検討会にて示された今後の方針に係る検討

- ⇒ 建設業の一人親方問題に関する検討会で今後の方針として示された「適正でない一人親方の目安」の策定について、実態を踏まえたものにするため、**継続して一人親方の実態把握を行う。**

(3) 一人親方と建設企業の適正取引等の推進

- ⇒ 一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、法定福利費等の**必要経費が含まれた適正な報酬を受け取れるよう**、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。
- ⇒ 法定福利費等の必要経費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書に加えて、**国土交通省が作成した見積書の「様式例」の周知や活用促進を図る。**
- ⇒ 工期の平準化の取組、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費等の必要経費の価格転嫁等により、企業にとって社員化が負担にならない環境づくりを進める。

③ 賃上げの推進・労務費及び法定福利費等の必要経費の確保・支払い

改正建設業法を踏まえ、適正な労務費の確保と技能者の経験・技能に応じた適正賃金の確保に向けた取組を進めるとともに、建退共掛金や法定福利費等の必要経費の確保をより一層徹底していくため、以下の取組を実施する。

(1) 改正建設業法に基づく適正な水準の労務費等の確保に向けた取組の推進

⇒ 「労務費に関する基準」や、その実効性を確保するための取組について、官民一体となって推進する。後述する必要経費の適正な支払いや内訳明示した見積りの徹底について、改正建設業法に基づく取組としてより一層推進する。

(2) 公共工事設計労務単価の上昇を踏まえた賃金水準上昇に向けた官民の協働

⇒ 公共工事設計労務単価の上昇が現場に着実に広がり、地方公共団体や民間工事に従事する技能労働者の賃金水準の上昇につながる好循環が持続できるよう官民一体となって取組を推進する。

⇒ 技能者の処遇改善を着実に進めるため、技能・経験に応じた賃金が支払われるようCCUSレベル別年収の活用を促進するとともに、より多くの技能者にとっての賃金水準として活用できるものにするため、CCUSの登録、現場利用、能力評価を促進する。

(3) 改正建設業法に基づく適正な水準の労務費、法定福利費等の確保・支払いに向けた取組の推進

⇒ 改正建設業法に基づく、労務費、法定福利費等の必要経費を内訳明示した見積書の提出、適正な支払いについて、実態把握を行いつつ、受発注者間にて、労務費、法定福利費等の必要経費が適正に確保されるよう、「労務費に関する基準」の運用を通じて、官民一体となって取組を推進する。

④ 建退共の電子申請方式やCCUSとの連携の利用促進

建退共・CCUS連携の利用を促進し、電子申請方式の積極的活用を図り、技能者の退職金掛金納付を効率化することや、必要経費の適正な確保を推進することで、就労実績に応じた退職金の支払がなされるよう、以下の取組を実施する。

(1) 建退共・CCUS連携の利用促進、電子申請方式の積極的活用

⇒ 第三次担い手3法の改正に伴い、品確法基本方針、入契法適正化指針、ICT指針に建退共電子申請の積極的活用が位置づけられたこと、建退共の電子申請方式とCCUSの完全連携がされたこと、国土交通省直轄工事において電子申請方式が原則化されたことを踏まえ、掛金納付における電子申請方式及びCCUS連携について周知し、利用の促進を図る。

(2) 公共工事における発注者による掛金納付の履行確認の徹底

⇒ 公共工事において、発注者により実施することとなっている、建設事業者の掛金納付の履行確認を徹底し証紙貼付方式並びに電子申請方式における適正な掛金納付を推進する。

(3) 建退共制度に係る必要経費の適正な確保

⇒ 改正建設業法において、建退共掛金が見積書への内訳明示が必要な経費として位置づけられたことを踏まえ、建退共加入事業者の建退共掛金が工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として契約の中で適切に確保されるよう、これを適切に見込んだ見積を行うことについて、周知・徹底を図る。

5.建設業の一人親方対策の推進

令和8年度建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(令和8年6月25日)資料

- 一人親方の調査の結果、一人親方になるメリット・デメリットを調べずに一人親方になった人が一定数存在することを確認。
- 一人親方になろうとする技能者が、一人親方と社員の働き方の違いや一人親方になるメリット・デメリットを理解したうえで、一人親方になるかを慎重に判断するためのツールとして、リーフレットを作成。

○リーフレット(一人親方に関する基礎知識)

建設業

一人親方に関する基礎知識

～メリットとデメリットを正しく知ろう～

Excelファイル連携

ひとり親方という働き方

現場で経験を積んだあと、自分の名前と責任のもと仕事を受ける自律的なスタイル。それが「一人親方」です。興味がある方は、自分に合っているかチェックしてみましょう。

あなたは一人親方タイプ？会社員タイプ？

▶5つの質問で、あなたに合った働き方のヒントが見えてきます。自分に近いほうを選んでみましょう！

No.	設問	Aタイプ	Bタイプ
1	収入	働いた分だけ報酬をもらえる	一定の金額を毎月もらえる
2	仕事の選び方	やりたい仕事を自分で選べたい	決められた仕事をきちんとこなしたい
3	働き続ける期間	体が動く間はずっと働きたい	一定の年齢で区切りをつけたい
4	事務手続き	確定申告などは自分でやれる	経理や事務は正直負担である
5	休みと収入	休むと収入が減るのは仕方がない	安定的な収入が欲しい

一人親方のメリットとデメリット

▶一人親方、憧れだけで決めて大丈夫？

一人親方には「自由」「高収入」といったイメージがありますが、実際には、事業主として自分で仕事を管理し、保障も自分で備える必要があります。メリットとデメリットを両方知ること、後悔しない働き方を選びましょう。

メリット一覧(例)

メリット	例えば…
自由に働ける	就業と責任のもと、働く時間・現場を自分で選べる。
実力次第で収入UP	自分の技量や仕事量を増やせば、収入が伸びる可能性も。
経費計上ができる	事業に必要な支出は、事業主として経費計上できるものもある。
自分のペースで成長できる	会社の決められた教育ではなく、自分の挑戦したい技術を磨ける。

デメリット一覧(例)

デメリット	例えば…
収入が不安定	現場の数や単価次第。病気・ケガ・天候によって収入が減少すること。
各種保険は自分持ち	労災保険の特別加入、健康保険や年金は自分で加入し自己負担。
確定申告や事務作業が必要	領収書、帳簿、税金申告などをすべて自分で管理。
契約やトラブル対応も自己責任	書面のない契約、報酬未払いなども自分で対応。
慎重な将来設計が必要	国民年金だけでなく、会社員に比べて支給額は少ない傾向にある。

メリットがあるからこそ、デメリットにも「備える力」が必要です。どちらもきちんと知って、自分に合った働き方を選びましょう。

一人親方の収入

▶一人親方の年収ってどのくらい？

働き方や仕事の内容によって変わります。

一人親方の収入は、仕事内容や地域、働き方によって大きく異なります。全建設業東京都市連合会の調査では、東京都在住の一人親方における2023年の一日あたりの賃金は約21,800円、年収換算で約597万円とされ、建設技能者の平均年収(約443万円)を上回ります。ただしこれは「総収入」であり、ここから諸経費を支払う必要があるため、会社員と単純に比べると低くなる可能性があります。

※国利研「15 民間給与実態統計調査」より1年間を通じて勤務した給与所得者の一人当たりの平均給与

○付属ツール(適正チェックシート)

1. 適正チェックシート

～あなたは一人親方タイプ？会社員タイプ？～

一人親方は自由度の高い働き方ですが、収入や保障には課題もあります。自分に合っているのか、以下の診断で確認してみましょう。

※このチェックは、一人親方と会社員、それぞれの働き方の特徴を知るための目安です。

下の質問に答えて下さい。下のフレームにあなたにむいている働き方が出ます。

▶「選択」の枠をクリックして、表示された「▼」マークをクリックし「A」か「B」を選択してください。

	Aタイプ	Bタイプ	
1 理想の働き方	経営者として裁量をもって働きたい	組織の中で安定して働きたい	A
2 仕事の選び方	やりたい仕事を自分で選びたい	決められた仕事をきちんとこなしたい	A
3 働き続ける期間	体が動く間はずっと働きたい	一定の年齢で区切りをつけたい	A
4 事務手続き	確定申告などは自分でできる	経理や事務は正直負担に感じる	A
5 収入	働いた分だけ報酬をもらえる	一定の金額を毎月もらえる	A
6 休日	自分の好きなタイミングで休みを取ることができる	決められた休日で、一定のリズムで働きたい	A
7 年次有給休暇	なし(個人事業主のため適用なし)	あり	A
8 人間関係	社内の人間関係を気にせず働きたい	仲間や上司と関わりながら働きたい	A
9 金融面	ローンやカードの審査が厳しくても仕方ないと思う	住宅ローンやカード利用はスムーズにしたい	A
10 働く時間	働く時間を自分で選びたい	働く時間が決まっているほうが安心	A

▶判定結果

あなたは一人親方タイプかもしれません。

→自由に働ける反面、準備や覚悟も必要です。保険や補償の制度も確認を。

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼まれたら、
断る自由はありますか？

A ☐ 自分に断る自由がある

B ☐ 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように
決めていますか？

A ☐ 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に
自分の裁量で決定する

B ☐ 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の
具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間
(始業・終業)を決められていますか？

A ☐ 基本的には自分で決められる

B ☐ 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を
代わりの人に行わせることはできますか？

A ☐ 代役を立てることも認められている

B ☐ 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬(工事代金又は賃金)は
どのように決められていますか？

A ☐ 工事の出来高見合い

B ☐ 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は
誰が用意していますか？

A ☐ 自分で用意している

B ☐ 会社が用意している

Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、
報酬の額はどうか？

A ☐ 正規従業員よりも高額である

B ☐ 正規従業員と同程度か、
経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

他社の業務に従事することは可能ですか？

A ☐ 自由に他社の業務に従事できる

B ☐ 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社
の仕事だけに長期にわたって従事している

①「働き方の自己診断チェックリスト」で自分の働き方を確認しましょう

Bに多く当てはまる場合は、実態として「労働者」に該当する可能性があるため、雇用契約の締結を検討しましょう。

②契約の手続、内容を見直しましょう

- ・工事着工前に**見積書**を取り交わしていますか。
- ・報酬をしっかりと請求できるように**書面で契約**していますか。

【次のような内容は雇用契約であると判断される可能性があります】

○報酬が労働時間・日数によって変動する。

※請負契約の一人親方は**工事の完成に対して報酬**を受け取ります。

○契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されない資機材の必要経費などが反映されず、**雇用されている同種の技能者と同額程度の報酬**になっている。

労働者(社員)と同じ働き方になっており、労働基準関係法令違反が疑われる場合にはお近くの労働基準監督署にご相談ください。

その他問い合わせ先

あいまいな契約や報酬の未払い等の
トラブル
➡フリーランストラブル110番
0120-532-110

建設業法違反に関する通報
➡駆け込みホットライン
0570-018-241

※一人親方リーフレット(働き方の自己診断チェックリストは2ページ目)
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001618573.pdf>

※チェックリストの運用方法はこちらをご確認下さい
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001473661.pdf>

令和6・7年度の申合せのフォローアップ

一、規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

【一人親方の実態把握・業界への情報共有】

- ・一人親方の実態把握に向けた調査を継続的に行い、協議会や一人親方に関する説明会等の機会も活用し、業界への情報提供を行う。

【チェックリストの活用による規制逃れの防止・是正】

- ・働き方自己診断チェックリストの活用率を現行の約2割から約5割まで高めることを目指し、建設業団体を通じた周知に加え、CCUSに登録する一人親方本人に対して直接メールでの周知を行う。
- ・保険未加入の従業員等が確認された企業のうち、現場入場を認めない取り扱いをしている企業が約3割であることから、現場入場の取扱いについて周知徹底を図る。

【適正な一人親方が否かの判断をしやすくするための検討】

- ・自身の働き方が適正な一人親方に該当するかどうかの判断をしやすくするため、「適正でない一人親方」の目安の策定に向けた検討を行う。（下記参照）

二、一人親方と建設企業の取引環境の適正化

【一人親方と建設企業の適正取引等の推進】

- ・一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、改正法の周知に加え、書面による見積書・請負契約の徹底に取り組む。（下記参照）

【一人親方化に伴う得失を踏まえた慎重判断の徹底】

- ・技能者が一人親方になるかを慎重に判断することができるよう、一人親方になった場合のメリット・デメリットを示したリーフレットの周知・活用促進を行う。

【事業者による雇用維持や社員化に必要な法定福利費の支払徹底】

- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書や国土交通省が作成した見積書の「様式例」の周知・活用促進を図る。

【平準化の徹底】

- ・建設工事の繁忙に伴って技能者の稼働率低下が事業者の負担増とならないよう、引き続き国・地方公共団体に対して平準化の取組を推進するよう要請を行う。

書面による見積書・請負契約の徹底

- ・工事を請け負う際に、一人親方の約6割が見積書を提出しておらず、約4割が書面契約を行っていない。
 - ・改正建設業法に基づく「材料費等記載見積書」の作成や、フリーランス法に基づく契約条件明示の義務化について、一人親方の約半数が「知らない」と回答。
- ⇒一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、法定福利費等の必要経費が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、材料費等記載見積書の作成や、フリーランス法に基づく契約条件明示の義務化について、説明会等で周知を行い、**書面による見積書・請負契約の徹底を図る。**

「適正でない一人親方」の目安の策定に向けた検討

- ・働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、「**適正でない一人親方**」の目安の策定に向けた検討を行う。
- ・適正でない一人親方の目安に基づいて、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正に取り組む。

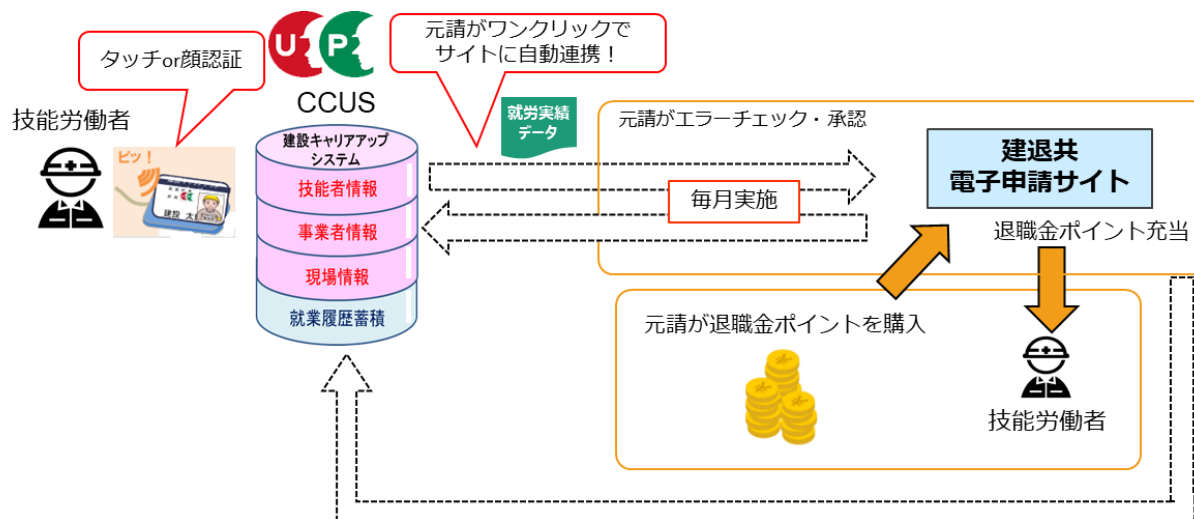
実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例

- ①10代の一人親方
- ②経験年数3年未満の一人親方
- ③働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの

6.建退共制度及び電子ポイント方式の普及に向けた取組

令和 8 年度建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(令和 8 年 6 月 2 5 日) 資料

CCUS連携の更なる利便性向上へ



CCUSと共同で改善案を検討

課題	改善案	対応予定時期
連携時のエラーや警告が多い	建退共未加入者や脱退済の技能者情報を連携させないことで警告エラーの99%削減を目指す	2026年度上半期
ccusと建退共で技能者情報が相違	建退共加入手続きの際、ccus事業者ID・技能者IDの入力欄を新設することで、建退共側のデータ整理を徹底	2027年度
一人親方が加入する任意組合の取込エラー	エラーを回避する対応策を検討	

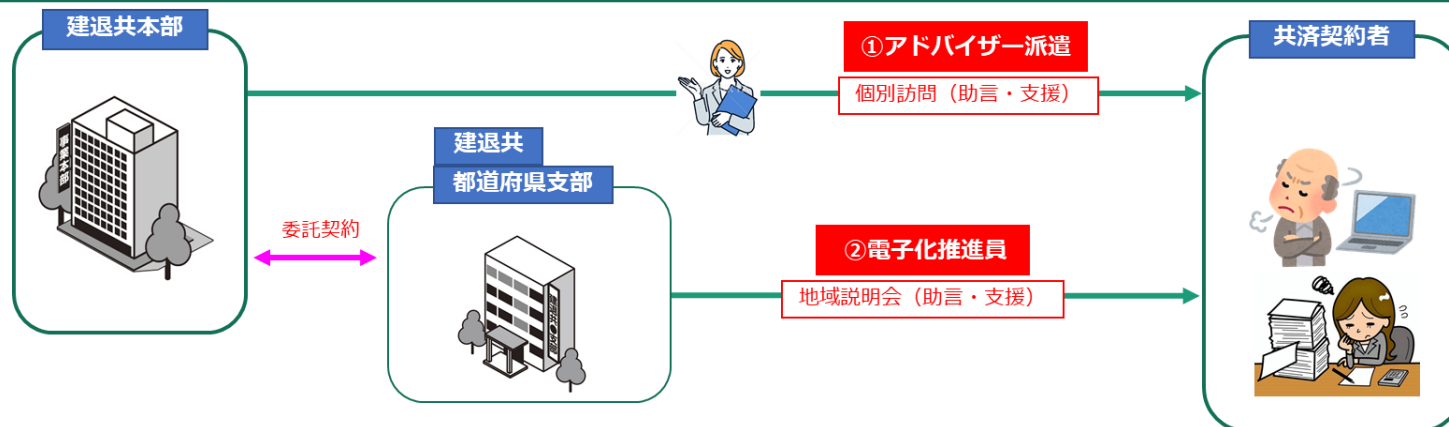
電子化推進アドバイザー及び電子化普及推進員の募集を開始

電子化推進アドバイザー

- ・電子ポイント方式導入済の企業等の担当者が対象
- ・電子ポイント方式未導入の企業に対し、電子化に関する助言、提言、システム操作支援を実施

電子化普及推進員

- ・建退共各都道府県支部が対象
- ・地域説明会等を開催し、電子化の広報、操作支援等の講義、電子化に関する相談対応等を実施



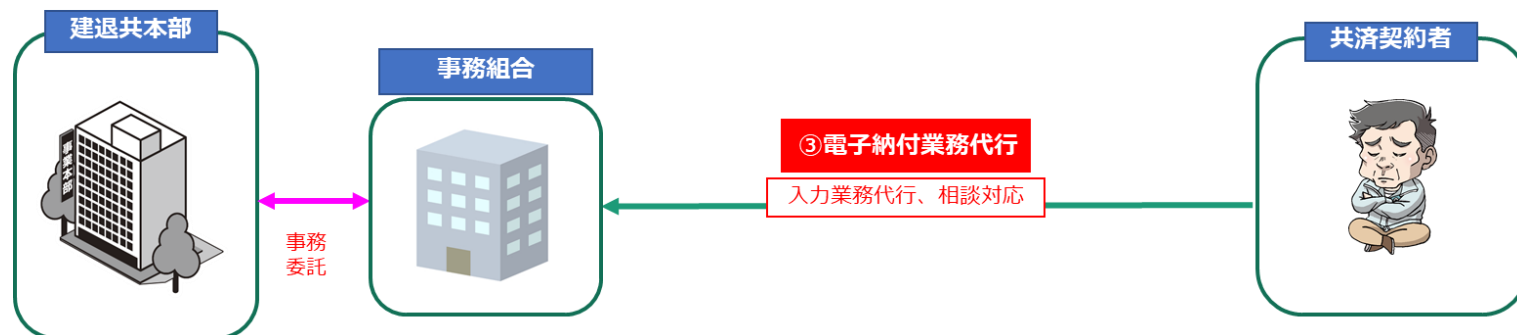
アドバイザー及び普及推進員の派遣事業に係るスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
周知・推薦依頼	募集	→		アドバイザー・普及推進員決定	→	HP等で周知・派遣事業開始

電子納付代行業務として、事務組合へ協力を要請

事務組合

- ・ 建退共の事務手続きを代行している事務組合に、電子化促進の協力依頼文書を送付



コールセンターの機能拡充を検討

電子申請専用サイトコールセンター

- ・ 電子申請専用サイトの操作方法等に関する問い合わせ先としてコールセンターを設置しているが、さらなる電子ポイント方式の普及に向け、ユーザの立場に立ったサポート体制の強化を検討

7. 最近の建設業行政の動向（中東情勢、持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討）

中東情勢の変化を踏まえた建設工事の円滑な施工のための対応

✓ 建設工事の請負契約にあたっては、**改正建設業法の規定を遵守し、活用しましょう。**

- ・「通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積り」等の禁止、「通常必要と認められる原価に満たない額による請負契約」締結の禁止、契約書に「契約の変更方法」を明記
- ・資材価格の高騰など「おそれ情報」を事前に注文者に通知し、契約変更協議を円滑に行う制度の活用

■ 建設業法改正事項（価格転嫁関係）

契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書の法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知する義務**



注文者

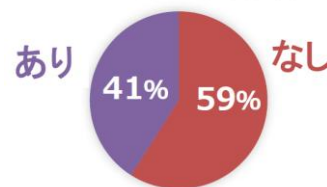


「資材高騰のおそれあり」



受注者

契約変更条項



（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

契約書（イメージ）

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求できる**。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する**。

資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

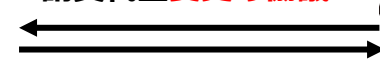
- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。
- ➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**



注文者

「**変更方法**」に従って
請負代金変更の協議



誠実な協議に努力



受注者

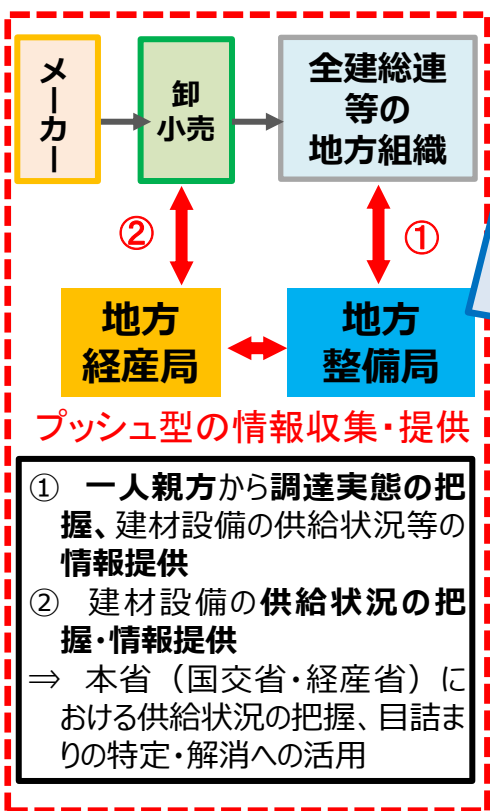
資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

※おそれ情報が通知されていない場合でも、契約書の規定に基づき、誠実に変更協議に応じることが求められる旨を「**法令遵守ガイドライン**」に明記し、指導。

建設・住宅資材における地方支分部局連携による目詰まり改善の取組状況

中東情勢に関する関係閣僚会議(第10回)(令和8年6月11日)国土交通省資料

- 地方毎に全建総連の一部地方組織に先行的にヒアリング(5月26日～6月8日。本省・地方整備局で東京都連、愛知県連、高知県連、鳥取県連、北海道連、福島県連、兵庫県連、石川県連、熊本県連、沖縄県連に個別にヒアリング)
- 全地方整備局等において、関係団体を通じて一人親方・工務店・中小建設会社等に対してアンケートを実施中。この結果をもとに詳細なヒアリングを行い、目詰まりの改善につなげる。



＜現時点での先行的に実施した個別ヒアリング概要＞

- 建材・設備の調達状況
 - 通常時に比べて調達が難しいとの声が上がっている建材・設備は、主に、ユニットバス、屋根防水下地材、塩ビ管、断熱材、接着剤、シンナー等。
 - 調達状況は地域や事業者によって異なり、調達が難しいものであっても、数量に制限はあるが調達できている例、納期は通常よりも長いが調達できている例、必要な時期と数量を具体的に示せば入荷できる例がある。
- 工事への影響
 - 建材・設備を何とか確保して工事を進めているとの声がある一方で、一部に工期の遅れが生じているとの声がある。
 - 一部建材について納期が示されないことや今後の値上げの可能性により、新たな着工や工事の受注に躊躇しているとの声がある。

＜国からの情報提供＞

- 屋根防水下地材メーカーが公表した新規受注再開見通し
- ユニットバスメーカーが公表した通常通りの注文受付及び標準納期での対応の再開
- 業界団体が公表した断熱材、塩ビ管、塗料・シンナーの出荷見通し
- 経済産業省が公表したトルエン等の増産と塗料・シンナーの供給拡大に向けた取組
- 建築主との早期の協議の働きかけ、建設業法に基づく協議の仕組み など

さらに詳細に情報収集を行い、地方経産局に情報共有し、供給の偏り・流通の目詰まりの改善につなげる

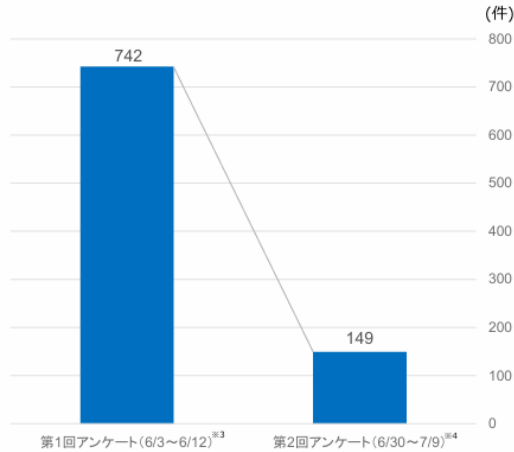
建設・住宅資材の供給状況に関する一人親方・工務店等へのアンケート結果等

- 一人親方や工務店等向けに実施した第2回アンケート（6/30～7/9）では、**一部資材の必要量を確保できておらず、かつ、工事に大きな影響を生じている**との回答件数は第1回アンケート（6/3～6/12）の**742件**から**149件**と**減少傾向**
- 一方、**一部資材について確保に苦労されている**との声もあることから、引き続き、一人親方・工務店等に対し**供給の偏りや目詰まりの解消等に向けた取組を実施**。

■ アンケートによる状況把握

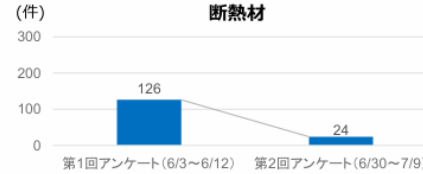
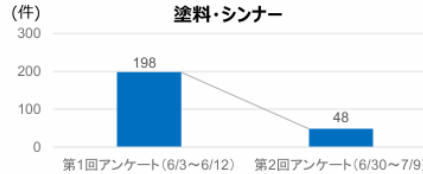
対象：251団体（加入企業数・構成員数：約26,000社^{※1}、約59万人^{※2}）

「一部資材の必要量が確保できない、かつ、工事の影響が大きい」との回答件数の推移



※1 全建総連を除く団体の会員数

〈資材別の内訳〉



※2 全建総連の構成員数

建設・住宅資材の供給要請件数^{※1} (7日間移動平均^{※2})

国土交通省



※1 国土交通省の燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口 (4/2～) 及び住宅分野の情報提供窓口 (6/1～) への情報提供数を集計 (シンナーの直接販売の取組を含む)

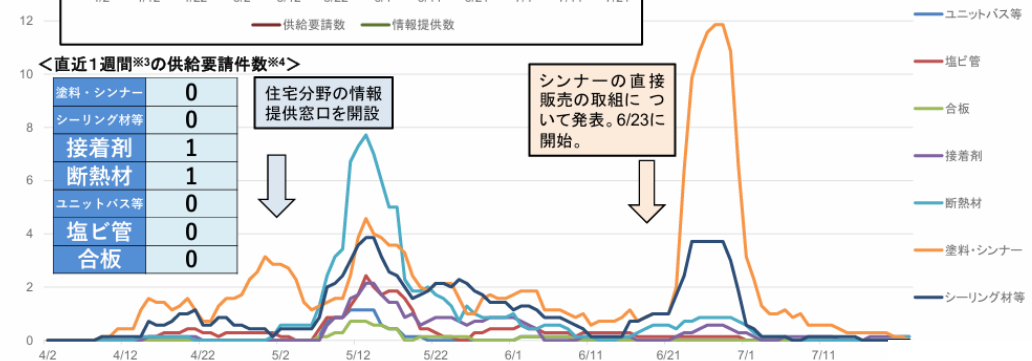
供給要請件数は、情報提供数のうち、具体的な物資について目詰まりの解消を求めるものの件数 (内容精査中を含む)

＜直近1週間^{※3}の供給要請件数^{※4}＞

塗料・シンナー	0
シーリング材等	0
接着剤	1
断熱材	1
ユニットバス等	0
塩ビ管	0
合板	0

住宅分野の情報提供窓口を開設

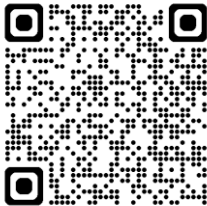
シンナーの直接販売の取組について発表。6/23に開始。



※2: 過去7日間の件数の平均値でグラフを作成

※3: 7/16-7/22

※4: 本件数は、相談内容の記載を製品別で分類する等し、整理したもの。実際の相談内容とは一部ズレが生じる可能性がある。



出典: 中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォース (第3回) 7月24日 資料3 国土交通省 提出資料

- 国土交通省ホームページに、中東情勢関連対策ワンストップポータルを開設（4月2日）
- 燃料油や石油製品等の供給に関する各分野の相談窓口を開設

[ホーム](#)
[国土交通省について](#)
[報道・広報](#)
[政策・法令・予算](#)
[オープンデータ・統計](#)
[お問い合わせ・申請](#)

中東情勢関連対策ワンストップポータル

[ホーム](#) > 中東情勢関連対策ワンストップポータル

中東情勢関連対策ワンストップポータル



新着・注目情報

- 2026/3/31 [金子大臣が中東情勢に関する関係閣僚会議（第2回）に出席しました](#)

○相談窓口 建設業・住宅産業

建設 （工事契約、建設資材の需給・価格関係）	国土交通本省 不動産・建設経済局建設業課	hqt-kensetsugyouka★ki.mlit.go.jp
住宅 （新築・リフォーム等）	国土交通本省住宅局住宅生産課	hqt-jutakuseisan★gxb.mlit.go.jp
	北海道開発局事業振興部 都市住宅課	hkd-ky-toshi-juutaku★ki.mlit.go.jp
	東北地方整備局建設部 都市・住宅整備課	thr-toshijutaku★mlit.go.jp
	関東地方整備局建設部 住宅整備課	ktr-jyutakugijyutsu★nyb.mlit.go.jp
	北陸地方整備局建設部 都市・住宅整備課	hrr-hokuriku_jyutaku★nyb.mlit.go.jp
	中部地方整備局建設部 住宅整備課	cbr-jyutaku★mlit.go.jp
	近畿地方整備局建設部 住宅整備課	kkrr-jyutaku★mlit.go.jp
	中国地方整備局建設部 都市・住宅整備課	jutakuchisei★cgr.mlit.go.jp
	四国地方整備局建設部 都市・住宅整備課	skr-zyutaku88★ki.mlit.go.jp
	九州地方整備局建設部 住宅整備課	qsr-juutakuseibi★ki.mlit.go.jp
	沖縄総合事務局開発建設部 建設産業・地方整備課	kenchika.kyoyu.f3h★ogb.cao.go.jp

今後の建設業政策の在り方に関する勉強会とりまとめ



※詳しくはこちら。

1. はじめに

- 生産年齢人口の減少が、日本全体の総人口の減少を上回るペースで急速に進むことが確実である中、建設業は、災害の激甚化・頻発化、資機材価格等の高騰、AI・デジタル技術の発展、スタートアップの興隆などの環境変化に的確に対応していく必要
- 「建設業が産業として重大な岐路に立っている」という認識を全ての関係者が共有し、持続的な発展に向けた思い切った取組が求められる

2. 建設業の特性と残された課題

「第三次担い手3法」施行を経て、なお建設業に残された構造的課題について整理

(1) 産業構造

- ・業務量の繁閑差の存在
⇒ 経営の安定性を損なうおそれ
- ・重層下請構造
⇒ 品質管理の低下、中間マージンの発生
- ・中小、零細企業が圧倒的に多い業界構造
⇒ DX投資の遅れ、人材育成が困難

(2) 契約慣行

- ・請負契約におけるコスト等の不透明性
⇒ 関係者間での対等な立場でのコミュニケーションや労務費の行き渡りを阻害
- ・口頭契約の慣行が根強い
⇒ 施工時におけるトラブルの要因、適切な契約変更の支障

(3) 働き方

- ・日給制の慣行や不十分な退職金制度
⇒ 建設業の魅力を損ない入職をためらう要因
- ・天候や現場条件等の影響を受ける勤務環境
⇒ 女性の登用や週休2日工事の拡大等を阻害
- ・働き方に関する建設業特有の規制等の存在
⇒ 柔軟な人材配置を制約

3. 建設業の目指すべき方向性

(1) 取組に当たっての基本的な視点

視点Ⅰ 「信頼」の確保

建設業界で働く人材はもとより、発注者をはじめとするサプライチェーンにおける取引の相手方、将来の担い手である学生等とその保護者、教育機関等の関係者、ひいては地域社会を含め、幅広く国民・社会に「信頼」される産業であることが重要

視点Ⅱ 生産システムの「高度化・効率化」

建設工事の施工に関する取組(施工自動化等)のみならず、個社の企業経営(人材確保・育成、DX投資、多様な働き方の導入等)や、業界の構造・慣習についても、不断の見直しに取り組み、生産システム全体の高度化・効率化を進めることが重要

(2) 目指すべき産業の姿

① 「人を大事にする」産業

⇒ 労働市場から信頼され、評価され、選ばれる産業へ

② 真に「経営力」のある産業

⇒ 取引先等ステークホルダーから信頼される産業へ

③ 「未来に続く」産業

⇒ 成長産業として発展を続ける建設業へ

(3)必要な政策の方向性

※主要なものを抜粋

①「人を大事にする」産業

- 更なる処遇改善
 - ・労務費の確保・行き渡りの徹底
 - ・月給制への転換
 - ・建設業退職金共済制度の充実(複数掛金制度導入、電子ポイントの活用促進等)
 - ・CCUSの活用の徹底
- 働き方等の見直し
 - ・変形労働時間制度等の徹底的な活用
 - ・より柔軟な働き方や労働力の融通について関係者間での検討の加速
- 人材育成の取組強化
 - ・業界全体で人材育成をサポートする体制整備
 - ・AI時代も見据えたリスキリング等の充実
- 技術者制度について「現場単位での最適化」等の観点からの見直し
- 外国人材の適正な受入れ、地域との共生

②:真に「経営力」のある産業

- 地域建設業の経営力等の強化
 - ・経営力強化に資する情報の経営者への発信
 - ・各社の経営力向上の取組に対する業界団体のサポート強化
 - ・第三次担い手3法の徹底。公共事業予算の安定確保。民間資金を含む柔軟な資金調達
- 規模のメリット(企業統合、ホールディングス化等)
 - ・企業統合等に支障となる制度等の見直し
 - ・事業承継へのサポート強化(関係機関と連携したマッチング支援等)
- 民間工事も含めた業界全体での生産性向上
 - ・AI・デジタル技術の積極活用、技術開発・投資の促進
 - ・書類事務の簡素・効率化、システム連携等
- 海外への事業展開に取り組む中小事業者等への支援

③:「未来に続く」産業

- 重層下請構造の改善
 - ・産業政策として取り得る選択肢の検討
- 業界慣行の不断の見直し
- 女性や若者等への情報発信・イメージ改善
 - ・DX等により働きやすくなった建設業の実態や魅力、やりがいなどの発信を強化
- 災害時・物価上昇時等におけるコストプラスフィー契約の導入の検討
- 公共発注のあり方の検討
- 民間工事に関する発受注者間のコミュニケーションの充実

【企業評価について】

- 経営事項審査などのあり方の検討
 - ・新たに評価すべき項目の検討(例:成長性、処遇改善の取組、経営に関して必要な能力)
 - ・評価制度の活用方策の検討(例:民間発注工事における活用、専門工事企業の評価のあり方)

4. おわりに

- ・成長産業として、あらゆる人材が将来に希望を見出せる建設業の実現に向け、関係者が一体となり、今後の建設業のあるべき姿や具体的な建設業政策について検討を行う場を立ち上げるべき

■ 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会

●令和8年度協議会の資料等は、こちらの国土交通省HPからご確認ください。

[議事次第](#)



[資料](#)



[参考資料](#)



■ 建設キャリアアップシステム

●制度概要、利用方法、説明会・サポート、最新情報等は、こちらのサイトから。

